

暴力団排除条項の導入に伴う貯金規定等の一部改定について

J Aバンク福岡では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）等を踏まえ、平成 23 年 5 月 6 日より、下記の貯金規定について暴力団排除条項を導入した新规定へ改定をしております。

暴力団排除条項とは、貯金者（またはこれから貯金取引を開始しようとする者）等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当組合の判断により契約をお断りまたは解約させていただくことを定めた条項です。

また、貯金規定に加え、国債および投資信託の窓口販売に係る規定についても、同様に暴力団排除条項を導入しております。

なお、これらの新规定については、全てのお客さま（改定前よりお取引いただいているお客さまを含む）に対して、平成 27 年 10 月 1 日より適用されます。

J Aバンク福岡では、今後も反社会的勢力との関係遮断に努めてまいります。

【改定貯金規定等】

- ・ 総合口座取引規定（無利息型決済用を含む）
- ・ 営農貯金規定
- ・ 貯蓄貯金規定
- ・ 納税準備貯金規定
- ・ 出資予約貯金規定
- ・ （自動継続）スーパー定期貯金規定【単利型】【複利型】
- ・ （自動継続）大口定期貯金規定
- ・ （自動継続）期日指定定期貯金規定
- ・ （自動継続）変動金利定期貯金規定【単利型】【複利型】
- ・ （自動継続）据置定期貯金規定
- ・ 定期積金規定
- ・ 積立式定期貯金規定
- ・ 一般財形貯金規定
- ・ 財形年金貯金規定
- ・ 財形住宅貯金規定
- ・ 通知貯金規定
- ・ 譲渡性貯金規定
- ・ 保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債窓販業務取扱 J Aのみ）
- ・ 投資信託総合取引規定（投信窓販業務取扱 J Aのみ）

注）当座勘定取引規定および普通貯金規定（無利息型決済用を含む）については、すでに平成 22 年 12 月 1 日より暴力団排除条項を導入した新规定に改定し、公表しております。

【改正内容】

反社会的勢力との関係遮断に関する解約等条項を追加しています。

※貯金の種類によっては、「この貯金」ではなく「この口座」と規定しているものがあります。

この貯金は、第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

- ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為